

## 県立大学授業料等無償化制度 Q &amp; A

〔令和8年度版〕

1	支援対象	1
2	県内在住者等の要件	3
3	大学に進学するまでの期間、年齢要件	5
4	国制度、大学独自減免制度との関係	6
5	学業要件	
6	授業料の納付等	7
7	その他	8

## 用語の説明

県無償化制度 令和6年度から順次導入された兵庫県在住者を対象に入学料、授業料を無償化する制度

国制度 国の高等教育の修学支援新制度  
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生等を対象に、授業料等減免及び給付型奨学金の支給が行われます。  
大学院生は対象外です。

大学独自減免制度 兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学で実施している授業料減免制度

JASSO 独立行政法人日本学生支援機構

※このQ & Aにおいて、博士前期課程と記載しているものには修士課程、専門職課程を含みます。

### ◇◇問い合わせ先◇◇

制度に関する問い合わせ

mushoka@ofc.u-hyogo.ac.jp

※学籍番号、氏名を明記の上、送信して下さい

申請手続きに関する問い合わせ

各キャンパス学生担当窓口へお問い合わせください

## 1. 支援対象

Q1 支援の対象となる学生の範囲を教えてください。

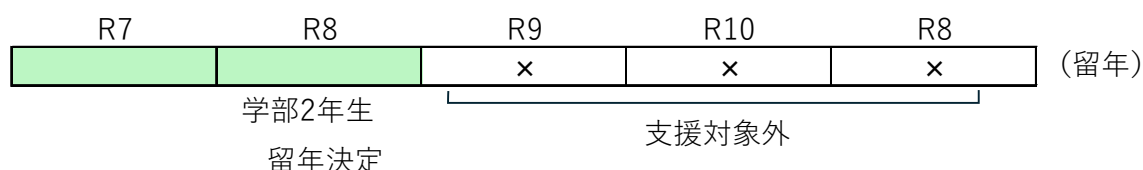
A1 県内在住者の要件を満たした（Q13～20 参照）学部、博士前期、博士後期に在籍予定の者で、修業年限内で卒業・修了が見込まれるものが対象となります。留学生（外国人留学生選抜により入学を許可された者）は支援の対象外です。

Q2 留年した場合は対象となりますか（休学経験がない場合）。

A2 県無償化制度の対象となるのは、修業年限（学部4年、博士前期2年、博士後期3年）の範囲内となりますので、対象となりません。

Q3 令和8年4月に学部の2年次生になりましたが、所定の単位修得ができておらずコース配属の許可条件を満たしていなかったため、留年が確定しました。支援対象となりますか。

A3 修業年限を超えて在学している者（休学期間は含みません）及び、修業年限で卒業又は修了ができないことが確定している者は対象となりません。



Q4 交換留学を行い履修の関係で在学期間が5年になりました（学部生）。5年目は県無償化制度の対象となりますか。

A4 県無償化制度の対象となるのは修業年限の範囲内ですので、5年目は対象となりません。

Q5 過去に休学し、在籍期間が修業年限を超えています。支援の対象となりますか。

A5 修業年限は、学部で4年、博士前期課程で2年、博士前期課程で3年であり、無償化の対象となるのは修業年限までとなります。ただし、休学期間は修業期間に含みませんので、休学期間との関係で対象となるかどうか不明な場合は、キャンパスの学務担当課にお問い合わせください。

Q6 学部生です。過去に6か月間、休学したことがあるため、入学して5年目になりました。5年目の授業料は無償化の対象になりますか。

A6 県無償化制度の支援期間は修業年限までとなりますので、この場合最後の6か月は県無償化制度の対象とはなりません。

<在学期間と支援対象の関係について>

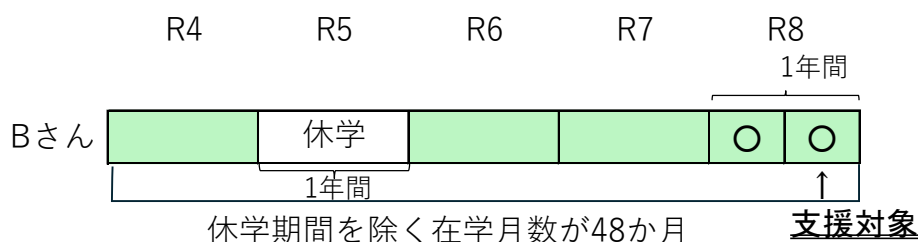
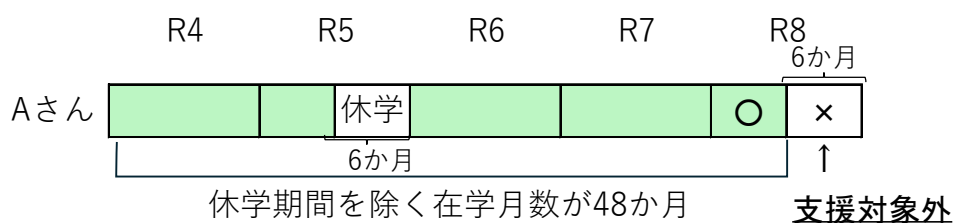
①留年の場合（Q2のケース。図は学部生の場合。）

→修業年限（学部4年）を超えており、対象となりません。



②休学歴がある場合の最終年度について（Q6のケース）

→修業年限は4年ですが、休学期間は修業期間に含みません。そのため、Aさんのように6か月間休学した場合、5年目の最後の6か月間は無償化の対象外となります。一方、Bさんのように1年間休学した場合、5年目の最後まで無償化の対象となります。



Q7 科目等履修生、聴講生、研究生は支援の対象となりますか。

A7 対象となりません。正規生が対象です。

Q8 長期履修制度を利用していますが、支援の対象となりますか。

A8 対象となります。ただし、支援の対象となる期間は修業年限までとなります。

Q9 転学部、転学科の場合も支援を受けられますか。この場合、何年間支援を受けられますか。

A9 転学先の正規の修業年限まで支援を受けられます。

Q10 編入学生は支援の対象となりますか。

A10 高校卒業後2年を経過せず大学に入学し、編入学で2年次以上に入学してきた学生は対象です。ただし、前に在籍していた大学等を退学した翌日から編入学した日までが1年を経過していない者に限ります。

Q11 兵庫県立大学以外の大学から兵庫県立大学の博士前期課程に入学した場合は支援対象となりますか。

A11 他の要件を満たしていれば支援対象となります。

Q12 国籍・在留資格に関する要件について教えて下さい。また、添付書類等の提出は必要ですか。

A12 日本国籍を有していない場合であっても、永住者、特別永住者等の一定の在留資格等に関する要件を満たす場合は支援対象となります。また、添付書類として、在留資格及び在留期限がわかる証明書(在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、その他住民票の写し等、在留資格・在留期限が明記されているもの)の提出により要件を確認します。

## 2. 県内在住者等の要件

Q13 県内在住者の要件を教えてください。

A13 学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、最初に県無償化制度の対象となる年度の4月1日(今回は令和8年4月1日)を基準日として、3年以上前から引き続き兵庫県内に住所を有していることが要件となります。

ただし、秋入学については、10月1日(令和8年10月1日)を基準日とします。

Q14 生計維持者は誰が含まれますか。

A14 父母がいる場合は、原則として父母(2名)となります。父又は母のみ(ひとり親)の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人(複数いるときは主な人)1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合や社会的養護を必要とする者\*などについては、独立生計とみなし、学生本人自身が「生計維持者」となります。

なお、これらに該当しないケースや特別な事情がある場合については、個別に判断しますのでご相談下さい。

※社会的養護を必要とする者とは

満 18 歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で 18 歳になっていない場合は申込時点）において、児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設を含む。）に入所していた者、又は里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

Q15 大学院生の生計維持者は誰になりますか。

A15 学部生と同様に原則は父母となります（JASSO の貸与奨学金の取扱いとは異なりますので注意して下さい）。

ただし、学生本人が学費や生活費を負担していることが客観的にみて明らかな場合は、学生本人を生計維持者とすることができますので大学にお問い合わせ下さい。

Q16 要件を満たし県無償化制度の支援を受けていますが、県外に転居することになりました。支援はいつまで受けることができますか。

A16 毎年度基準日（4月1日）において要件を満たしているか判定しますので、支援を受けている年度中に転出した場合は、翌年度から対象外となります。

Q17 学生本人及びその生計維持者が兵庫県内に在住していることは、どのように確認するのですか。

A17 申請書の添付資料として、申請者（学生本人）と生計維持者（原則父母）に関する市町発行の住民票の写し（発行日から3ヵ月以内、マイナンバー記載のないもの）を提出いただき、住所を確認させていただきます。

なお、入学日の3年前までの間において、住所の異動がある場合は、前住所地の住民票の写しも提出が必要です。

Q18 県内に住民票があれば、実際に住んでいなくても対象となるのですか。

A18 県内に住んでいない場合は対象となりません。

Q19 生計維持者（父母）が離婚（調停中含む）しており、学生本人は母と同居し、父は他府県に住民票がある場合は支援の対象外ですか。

A19 生計維持者は原則父母ですが、父と学生本人が同一生計であると認められない場合は、母（1名）が生計維持者となり、学生本人と母について、県内在住要件を満たしていることが確認できる場合は支援対象となります。

なお、この場合は、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

Q20 父親が単身赴任で他府県に居住している場合は支援の対象外ですか。

A20 学生本人及びその生計維持者（原則父母）が、在住要件を満たすことが必要ですが、生計維持者の一方が勤務地の関係（単身赴任等）で別居し、兵庫県外に在住している場合、学生本人及びもう一方の生計維持者が在住要件を満たすことが確認できる場合は、支援の対象となります。

この場合、単身赴任のため、やむを得ず他府県に居住していることについて、会社の発行する証明書（単身赴任の辞令の写し等）の提出により確認できることが必要です。

### 3. 大学に進学するまでの期間、年齢要件

Q21 高校既卒者や高卒認定試験を受けて大学に進学する場合は対象になりますか。

A21 高校既卒者や高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとしている（又は進学した）者については、次のような方が対象となります。

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度末日から、大学等に入学した日が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学習意欲を有する者として JASSO が認める者を含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ③ 「個別の入学審査」を経て大学等への入学が認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者

Q22 大学に入学するまでに2浪、または3浪している場合は申請はできますか。

A22 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者が申請可能です。2浪までは申請できますが、3浪は申請できません。

（例）令和8（2026）年入学の場合

令和6（2024）年3月に高等学校を卒業し、令和9（2027）年3月31日までに入学した者は申請可能

Q23 大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか。

A23 原則、大学卒業後、引き続いて博士前期課程に入学した者で入学時における前年度末年齢が24歳以下の者及び博士前期課程を修了後引き続いて博士後期課程に入学した者で入学時の前年度末年齢が26歳以下の者が支援対象となります。

ただし、大学を卒業した後、引き続いて兵庫県立大学博士前期課程に入学した者のうち、大学在学中に1年間休学したため入学時の前年度末年齢が25歳の者及び、

博士前期課程を修了後、引き続いて兵庫県立大学博士後期課程に入学した者のうち、大学又は博士前期課程在学中に1年間休学した者のうち入学時の前年度末年齢が27歳の者については、支援対象となります。

#### 4. 国制度、大学独自減免制度との関係

Q24 生計維持者が生活保護法の生活扶助を受給していますが、県無償化制度にも申し込む必要がありますか。

A24 生計維持者が生活保護法の生活扶助を受給している場合は、国制度における第I区分に認定され、授業料等については国制度において全額免除になりますので、県無償化制度への申込は不要です。

ただし、国制度における支援区分がどの区分に認定されるか不明な場合は、国制度と県無償化制度の両方に必ず申し込んで下さい。

また、国制度で全額免除に認定されていたが、9月頃の適格認定で支援区分が変更となった場合は、大学へご相談ください。

Q25 父（給与所得）、母（所得なし）、学生本人、弟（中学生）の4人世帯で年収が350万円程度ですが、国制度、県無償化制度及び大学独自減免制度のすべてに申し込まねばなりませんか。

A25 国制度、県無償化制度及び大学独自減免制度はそれぞれ別の制度です。例示の場合は国制度の支援対象となる可能性がありますので、国制度を申し込んだ上で、県無償化制度または大学独自減免制度に申し込んでください。

国制度の第I区分～第IV区分に認定されると、授業料等減免に併せて奨学金の給付（返済不要）を受けることができます。

なお、国制度の収入基準への該当の有無については、JASSO ホームページに掲載されている「進学資金シミュレーター」で確認することができます。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



Q26 現在、国制度の支援対象となっています。県無償化制度の要件に該当し申請予定ですが、JASSO や大学に必要な手続きがありますか。

A26 特別な手続きは不要です。引き続き JASSO からの支援を受けながら、県無償化制度の申請を行って下さい。

Q27 現在、JASSO の貸与型奨学金を利用して学費を納付しています。県無償化制度の要件に該当していますので、貸与型奨学金は継続しなくてもよろしいか。

A27 県無償化制度に申請いただいた場合、結果の判定は7月以降を予定しています(変更となる場合あり)。そのため、貸与型奨学金の辞退は県無償化制度の申請結果通知後に検討いただくことを推奨します。

Q28 国制度の対象外です（JASSO「進学資金シミュレーター」のシミュレーションで対象外でした）。国制度への申請は必要ですか。

A28 対象外であることが確認できたのであれば、国制度への申請は不要です。ただし、県無償化制度への申請の際にシミュレーション結果の写しを提出して下さい。また、シミュレーションで対象外となった場合でも、国制度の多子世帯への支援対象に該当する可能性がある場合は、国制度に申請しなければなりません。

Q29 JASSOの「進学資金シミュレーター」の結果では、国制度で「満額の1/3の支援」とのことでした。無償化を申請した際、国制度に未申請であったため、キャンパスの事務局から国制度を申請するよう言われました。ところが、そのまま申請するのを忘れてしまいました。私の授業料は、無償化してもらえるのでしょうか。

A29 国制度の支援対象となる部分について、県無償化制度で補うことはできません。このケースでは、国制度に申請していたら支援されていた1/3分については、授業料を納付いただく必要があります。

※国制度の対象となる方が授業料を全額免除されるためには、忘れずに国制度を申請することが必要です。国制度で第I区分～第IV区分に認定されると、認定区分に応じた給付型奨学金（返済を要しない奨学金）の支給を受けることもできます。くれぐれも申請を忘れないよう注意してください。

Q30 学部の1年生です。私は3人きょうだいなので、国制度において令和7年4月から無償化されている多子世帯に該当すると思われます。国制度で全額支援してもらえるだろうから、県無償化制度への申請はしなくてもいいのでしょうか。

A30 国制度でいう「多子世帯」は、単に3人以上のきょうだいであることを指すものではありません。これから国制度の認定を受ける状態である場合は、念のため両方の制度の申請をおすすめします。

## 5. 学業要件

Q31 「警告」の要件であるGPA（Grade Point Average）は、どの期間の成績が判定の対象となりますか。入学時からの累積ですか。

A31 累積ではなく、申請する前の学年1年間の成績です。例えば、学部3年生の春に申請する無償化の判定には、学部2年生の1年間におけるGPAを使用します。

Q32 GPAの下位1/4というのは、どの集団における1/4を指すのですか。

A32 同一の学部における、学年ごとの判定です。

Q33 新入生です。私のGPAはまだありませんが、どの成績を見るのですか。

A33 新入生は申請する前の学年がありませんので、実質的に学業要件は適用されません。2年生になった時に1年生時の成績で判定しますので、勉学に励んでください。

Q34 自分のGPAが、あとどれくらいで下位1/4に入ってしまうのか気になります。

A34 下位1/4のボーダーライン（基準）となったGPAについて、学部ごとにユニバーサル・パスポートで公表する予定です。

Q35 国制度で第Ⅱ区分（2/3支援）に認定されていましたが、取得単位が少なかつたため国制度で「廃止」の判定を受け、支援が終わってしまいました。それでも県無償化制度を申請することはできますか。

A35 国制度と県無償化制度は、同一の学業要件により学生に学業に励むことを求めているため、国制度で受けた判定が県無償化制度の学業要件にも適用されます。したがって、国制度で「廃止」を受けた場合は県無償化制度も対象になりません。

Q36 昨年度は前期の間、休学しました。この場合はどのようにして成績を判定するのですか。

A36 休学した者については、修得が必要な単位数について休学期間を除いて計算します。また、GPAは、この場合は後期の値のみで判定します。

Q37 試験期間中に入院して試験を受けられなかったため、単位が認定されませんでした。

A37 災害・傷病その他やむを得ない事由により試験が受けられない場合は、できるだけ早くキャンパスの窓口にご相談ください（判定はされても、その事由により低い成績判定がなされる場合を含みます）。なお、罹災証明・診断書等の提出が必要となります。また、キャンパスに相談した場合でも、必ずしも認められるとは限りません。

## 6. 入学料・授業料の納付等

Q38 高校生です。私は生まれてからずっと両親と一緒に兵庫県内に居住しています。兵庫県立大学に合格したら、入学料は納付しなくてもいいのですか。

A38 県無償化制度を受けるには、入学後に申請し、審査を経て支援対象と認定される必要があります。入学料は入学するために必要ですので、入学手続き時にいったん納付してください。県無償化制度の支援対象に認定されましたら、還付を受けることができます。なお、高校在学時に予約採用で国制度に認定されている方は、国支援分を差し引いた金額で納付いただくことができます。

Q39 現在、休学しており、後期から復学する予定です。県無償化制度の申請は、復学

してから行えばいいですか。

A39 申請受付期間は、毎年1回、春に設けられます。休学中であっても、ユニバーサルパスポートや大学のホームページに注意しておき、復学する年度の春に、申請期間内に必ず申請してください。留学や入院等で、学生本人が直接申請することができない場合は、家族等に申請手続きを依頼してください。

## 7. その他

Q40 県無償化制度の対象とならないと自ら判断した場合でも申請は必要ですか。

A40 県無償化制度は申請に基づいて判定されます。自ら対象とならないことを確認した場合には、申請は不要です。

Q41 一度減免を受けた授業料の納付を遡って求められたりすることがありますか。

A41 次の場合には、一度減免された授業料の納付が求められることになります。

- ①偽りその他の不正手段により支援措置を受けた場合
- ②大学から退学・停学・訓告の懲戒処分を受けた場合

Q42 県無償化制度に係るアンケート調査（卒業後のフォローアップ調査含む）に、協力しなければなりませんか。

A42 県無償化制度の予算は、毎年度、県議会の議決が必要です。事業を継続していくためには、県民の理解を得るとともに、事業の効果検証を行っていくことが不可欠です。効果検証に当たっては、アンケートの回答率を高めることが非常に重要ですので、申請チェックリストに、アンケート調査への協力をチェックを入れていただくとともに、アンケート調査にご協力をお願いします。